

# 利益相反管理方針

2026年 6月

## 第1条（目的）

本方針は、当社が営む建設業及び損害保険代理店業において、お客様との利益が相反するおそれがある取引に関して、利益相反の弊害を防止し、お客様の利益を保護することを目的として定めるものとする。

## 第2条（定義）

「利益相反取引」とは、当社が行う業務において、当社が自己の利益又は第三者の利益を得るためにお客様の利益を不当に損なうおそれのある取引をいう。

## 第3条（利益相反取引等の類型）

- ① 当社における利益相反のおそれのある取引の一般的類型
  - (1) 当社が利益を得るために、お客様の利益を害する場合
  - (2) 特定のお客様の利益を優先することで、他のお客様の利益を害する場合
  - (3) お客様に関する情報をお客様の同意なしに利用して、当社又は他のお客様が利益を得る場合
- ② 当社の利益相反のおそれのある業務
  - (1) 建築工事業、リフォーム業、住宅修繕業
  - (2) 土木工事業
  - (3) 損害保険代理店業
  - (4) その他当社が行う業務のうち、利益相反に関わる可能性がある業務

## 第4条（利益相反取引等の特定方法）

対象取引の特定については、個別確認の上、利益相反管理対象取引の該当性を確認する。

## 第5条（利益相反管理の方法）

当社は、利益相反取引の弊害を防止するため、適切に管理するものとする。利益相反管理対象取引に該当すると判断した場合は、利益相反状態を解消するための措置を講じるものとする。

## **第6条（利益相反管理の体制）**

当社は、本方針に基づく利益相反管理を適切に実施するため、管理責任者を置く。

## **第7条（教育・管理・指導）**

利益相反管理責任者は、利益相反管理を適切に行う為、教育・管理・指導を行い、利益相反の弊害を防止するよう努める。

## **第8条（確認・検証）**

- ① 利益相反管理責任者は、本方針が適切に対応していることを定期的に確認しなければならない。
- ② 前項の確認の結果、課題が認められた場合には、利益相反管理責任者は、速やかに課題の解消を図るものとする。

## **第9条（開示）**

本方針は、お客様等からの求めに応じ、開示できるよう準備しておくものとする。